国際関連情報 国際会議等

2016年 12 月開催 ASAF 会議報告

かさいさとし ASBJ 専門研究員 **河西 聡**

はじめに

2016 年 12 月 8 日、9 日にロンドンで第 15 回会 計基準 アドバイ ザリー・フォーラム (ASAF) 会議が開催され、企業会計基準委員会 (ASBJ) からは小野委員長ほかが出席した。議題は次のとおりであった。

- (1) 概念フレームワーク
- (2) 国別の報告
- (3) IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー
- (4) 料金規制対象活動
- (5) 開示に関する取組み
- (6) 仮想通貨
- (7) 資本の特徴を有する金融商品
- (8) 「保険契約」のアップデート
- (9) ASAFメンバーによる活動のアップデート
- (10) プロジェクトの近況報告と ASAF の議題 本稿では(1)、(2)、(6)及び(7)について、ASBJ の発言を中心に議論の概要を紹介する。

概念フレームワーク

国際会計基準審議会(IASB)は、2015年5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念 フレームワーク」(以下「概念 ED」という。) に対して寄せられたコメントを踏まえて、概念 ED の提案に修正が必要かどうかを審議してい る。

本セッションでは、次の事項に対する ASAFメンバーの見解が議論された。本稿で は、次項以降において①の議論の概要を紹介す る。

- ① 負債の定義を支える概念に関する 2016 年 11 月の IASB ボード会議における暫定決定
- ② 資本維持の論点に対するアプローチに関する IASB スタッフによる提案

(1) 負債の定義

2016年11月のIASBボード会議では、概念EDの提案のとおり、負債の定義を支える概念について、企業が経済的資源の移転を回避する実際上の能力を有していない状態でなければならない旨を明示することを暫定的に決定した。さらに、「回避する実際上の能力を有していない」という状態の判断にあたって、①考慮される要因は、検討の対象となる取引の種類により異なること、及び②企業の経営者が移転を行う意図があることや移転の可能性が高いことだけでは十分ではないことを明記することを暫定決定した。

また、負債の定義の中の「過去の事象の結果

としての現在の義務」という語句の意味を明確 化するため、①義務の「範囲を設定する」との 概念 ED の文言に代えて、「そのような活動を しなければ移転する必要のない経済的資源を移 転する義務が生じるか又はその可能性のある」 企業の活動に言及すること、及び②法律の制定 は、それ自体では企業に現在の義務を生じさせ るのに十分ではない旨を明確化することを暫定 決定した。

さらに、資本の特徴を有する金融商品に関す るプロジェクト(以下「FICE プロジェクト という。) で行う決定の結果、変更が必要とな るリスクを低減するために、改訂「概念フレー ムワーク」に、①実務上、負債を持分とどのよ うに区別すべきかの問題にのみ適用される概念 ED の 4.33 項(b)及び 4.30 項の記載、及び②現 在の義務を記述する概念 ED の 4.31 項の一部 の文言を追加しないことを暫定決定した。

ASBJ からは、FICE プロジェクトのために 一部の文言を追加しないことについて、概念フ レームワークの将来の変更リスクを削減する考 え方を支持しておらず、FICE プロジェクトの 結果、見直しが必要になった場合、その時点で 見直しをするべきである旨を発言した。加え て、暫定決定の多くは、軽微な明確化や文案作 成上の見直しであるが、IASBが、暫定決定が 重要な影響を及ぼすものと考えているのかの確 認を行った。

ASBJ からの確認に対して、IASB スタッフ からは、基準レベルでの決定に委ねるとした項 目があるため、暫定決定は重要な影響を及ぼさ ないとは必ずしもいえない旨の回答があった。

他の一部の ASAF メンバーからは、「回避す る実際上の能力を有していない | に関する記述 の変更について、支持する意見があった一方、 「回避する実際上の能力を有していない」の概 念をどのような場合に適用すべきかについて合 理的に説明できていないことを懸念していると いった意見や、当該概念は少し広すぎるのでは ないかといった意見があった。

また、「過去の事象の結果としての現在の義 務」に関する記述の変更については、概ね ASAF メンバーからの支持があった一方で、 「過去の事象の結果」と未履行契約の関係につ いては、もう少し議論が必要であるといった意 見もあった。

国別の報告

本セッションでは、オーストラリア会計基準 審議会(AASB)による国別の報告を含む IAS 第12号「法人所得税」(以下「IAS 第12号) という。) の追加的な修正の提案等に関する ASAF メンバーの見解について議論が行われ

AASBは、多国籍企業の税務の透明性の向 上に向けた経済協力開発機構(OECD)の取組 みに対してオーストラリア政府が実施する施策 の一部として、ガイダンスを提供することを要 請されている。また、AASBは、IAS 第12号 の開示に関するアナリストや作成者とのディス カッションを行ってきた。これらを背景とし て、AASB は会計基準設定主体が財務報告書 利用者のために法人所得税開示を改善すること において主導的な役割を担うのに適切な時期で あると考えている。加えて、次に記載する IAS 第12号への追加的な法人所得税開示の提案を 行い、提案のうちいくつかを検討することが考 えられるとした。

① 重要な一時差異と永久差異の両方を項目毎 に記載した税引前利益と当期税金費用の調整 表を作成することによって、法人所得税支払 額及び未払額が会計年度の利益と紐づけられ る明確な表示を要求する。また、当期税金費 用の決定のための税引前利益に対する重要な 調整項目を明確に説明するべきである。

- ② 企業グループが国内及びグループ全体の両 方のレベルの情報を提供することを要求す る。
- ③ 当期税金負債の期首と期末の調整表の作成 を要求する。
- ④ 国内とグループ全体の両方について、法人 所得税支払額及び未払額の税引前利益に対す る比率の表示を奨励する。
- ⑤ 企業グループが、法人所得税支払額及び未 払額の比率に関する状況についての定性的な 説明を含むことを奨励する。この定性的な説 明には、法人所得税率との重要な差異及び過 去の比率との重要な差異についての理由が含 まれる。
- ⑥ 企業グループが、会計年度に海外の法域で 支払った法人所得税のうち、重要な金額の国 別の報告を奨励する。

ASBJ からは、主に以下の3点について発言 又は確認を行った。

- ▶本論点は、政府機関、作成者、利用者等を含む多くの関係者との調整を要すべき事項であるが、国際的にも国内的にも税の分野の問題として議論を積み重ねてきた事項であることを踏まえて、IASBは開示の議論を進めることについて慎重になるべきである。
- ➤ AASB の提案は、特定の利用者にとって有 用な情報であると考えられ、一般目的の財務 情報が対象としている主要な利用者のための 情報であるかどうかについて、慎重に検討す る必要がある。
- ➤ AASB が作成した資料において言及している「財務報告書」が、財務諸表のみを指しているのか、又は経営者の解説のような非財務情報を含む情報を指しているのかを確認したい。

ASBJ の確認に対しては、AASB から、任意 の税金の開示項目としているものについては、 財務諸表と非財務情報のどちらで開示するかを 企業が選択できると考えているが、すでに財務 諸表において様々な開示項目が存在するため、 財務諸表の外で開示するよりも、すでに存在す る開示項目を利用することが良いのではないか と考えている旨の回答があった。

他の ASAF メンバーからは、国別の報告が、一般目的財務報告の目的とは無関係の税の分野の問題であるという意見をはじめ、AASBの提案に否定的な意見が大部分を占めた。一方で、一部の ASAF メンバーからは、個別の開示に関する評価として、グループ全体の法定実効税率と実際負担税率の調整に関する開示は有用であるという意見や、今後多くの法域において政治的、民主的な圧力が増してくることなどが考えられるため、提案された追加的な開示項目が財務情報であるか、純粋な税金の情報であるかについて、慎重に検討を行った上で決定する必要があるという意見も聞かれた。

仮想通貨

本セッションでは、AASBが仮想通貨について、その現状や性質、IFRSに照らした場合の見解、基準設定活動としてどうするべきかについて分析を行った上で、ASAFメンバーの属する法域における仮想通貨に関する活動の概況及び AASB の分析結果に対する ASAFメンバーの見解が議論された。AASBが作成した資料における会計に関連する箇所の分析の概要は次のとおりである。

- ① 仮想通貨に対して適用される IFRS の会計 基準は明確になっていないため、現行の IFRS に基づき、各資産への分類を仮定しな がら検討を行っている。
- ② 検討の結果、中央銀行等の信用付与や法律 上の裏付けがない仮想通貨は「現金(通貨)」

に該当せず、現金に対する価値の変動が大き いため「現金同等物」の定義を満たさず、仮 想通貨自体が他者への「契約」に基づく資産 ではないため金融商品には該当しないとし

て、棚卸資産又は無形資産のいずれかにな

る。

- ③ 仮想通貨が棚卸資産に該当するかどうか (棚卸資産に該当しない場合、仮想通貨は無 形資産に区分されることになるとしている。) について、棚卸資産の定義の要件である「通 常の営業過程 | において保有されるかどうか が明確でなく、仮に棚卸資産に該当するとし ても、コモディティに当たるのか通常の棚卸 資産に当たるのかが明確でない。
- ④ 仮想通貨に係る IFRS での解釈上の問題の 本質は、投資目的で保有する無形資産やコモ ディティに関するガイダンスが不足している ことであると考えている。また、仮想通貨の 測定方法について概念 ED 等に照らして検討 した場合、販売コスト控除後の公正価値で測 定(差額は純損益で認識)すべきとしてお り、通常の棚卸資産(低価法)や無形資産 (原価モデル又は再評価モデル (増加分はそ の他の包括利益で認識)) の評価方法には目 的適合性がない。
- ⑤ 基準設定活動として、仮想通貨の問題にと どまらず、投資目的の無形資産やコモディ ティへの問題へも対処できるように新たな会 計基準の開発を行うべきである。

ASBJ からは、主に以下の3点について発言 を行った。

▶通貨としての要件や仮想通貨の性質につい て、Bitcoin の現状を見ると、交換手段とし て広く受容されているとはいえず、価値も安 定していないと思われるが、仮想通貨は今後 普及し価値が安定する可能性もあるため、す べての仮想通貨を一括りに性格を決定づける ことは難しく、仮想通貨が今後どのように発 展するかにより変わってくる可能性がある。

- ▶仮想通過への対応について、日本では、規制 当局により仮想通貨の取引所を運営する企業 に対する財務諸表監査等が要求されることが 予定されており、会計上の取扱いを定める ニーズが生じているため、実行可能性の調査 を行っている。
- ▶また、仮想通貨は将来において状況が変化す る可能性があるため、仮に IASB が仮想通貨 に関する会計上の取扱いを策定する場合は、 暫定的なものとし、対象とする範囲も限定的 なものとすることが望ましいと考える。

ASBJ の1点目の発言に対して、IASB 議長 からは、価値が変動しないものだけが通貨だと すると、世界中の通貨は価値が変動しているの ではないかという発言があった。これに対して は、他の ASAF メンバーから、通貨には価値 保存手段としての側面があるため、価値の変動 状況を考慮する必要があるのではないかと考え ているという発言があった。また、IASB 理事 からは、我々が通貨として認めているものの多 くも、流通量・使用量がそれほど大きくないと 考えられるという発言があった。

仮想通貨の対応については、多くの他の ASAF メンバーからは、現時点で仮想通貨の 取扱いを決定するのは時期尚早であるとの意見 が聞かれ、現在の仮想通貨の状況が初期段階に あることやアジェンダ・コンサルテーションを 終えたばかりであることなどをその理由として 挙げた。

資本の特徴を有する金融商品

本セッションでは、IASB が進めている FICE プロジェクトについて、これまでの IASB ボード会議での議論が紹介され、FICE プロジェクトの内容及び将来実施予定のアウト



リーチ活動について助言が求められた。

FICE プロジェクトは、①IAS 第 32 号「金融商品:表示」(以下「IAS 第 32 号」という。)の負債と資本の分類を明確化し、②負債と資本の分類では捕捉できない類似点と相違点について表示を用いて明らかにし、③その他の類似点と相違点については開示も合わせて提供するという全般的なアプローチのもとで検討を行っている。現時点における進捗状況は次のとおりである。

- ① アルファ、ベータ及びガンマの3つの分類 アプローチを開発し、現行のIAS第32号と 最も整合性の高いガンマ・アプローチに焦点を当てている。また、経済的強制(economic compulsion)については、現行のIAS第32号と同様に考慮しない。なお、ガンマ・アプローチにおいては、(i)アルファ・アプローチの負債の定義である清算前で経済的資源を移転する義務又は(ii)ベータ・アプローチの負債の定義である残余金額と独立した金額で決済される義務のいずれかを満たす場合に負債として定義される。
- ② 負債及び資本の下位クラスとして追加的な 区分表示を検討し、開示の拡充を図った。
- ③ 自社株式に係るデリバティブの要求事項を 改善した。

IASB は、将来、FICE プロジェクトに関するアウトリーチ活動を実施することを計画している。このため、どのような点に焦点を当ててアウトリーチを実施するべきか、主に、次のような観点から ASAF メンバーに対して質問がなされた。

① 法域特定の論点として、外貨建転換可能金融商品や売建プット・オプションなどの論点については、ある法域では、他の法域よりも影響が大きいことを踏まえ、法域によって影響度の異なる論点について、法域を超えてアウトリーチを行うべきか、それとも当該法域

における特定の論点に焦点を当てるべきか。

- ② 株主、債権者に対して提供すべき情報に関して、特定の領域に絞ったアウトリーチを行うべきか、それとも FICE プロジェクトにおいて開発中のパッケージ全般についてアウトリーチを行うべきか。また、領域を絞る場合、どこに絞るべきか。
- ③ アウトリーチを実施すべきその他の利害関係者はいるか。当該その他の利害関係者は、 どのような論点に関心があるか。

ASBJ からは、主に以下の 2 点について発言を行った。

- ➤ FICE プロジェクトの内容について、本プロジェクトの目的の1つは、負債及び資本について堅牢な定義を開発することと理解しており、例外を伴うガンマ・アプローチが正しいアプローチか疑問である。
- ▶アウトリーチ活動について、アウトリーチの対象者を前もって判断するのは適切ではない。一般からコメントを求める主な理由は、特定の利害関係者ではなく、すべての利害関係者の意見を聞くことである。アウトリーチで受け取ったフィードバックに対するフォローアップは、必要に応じて利害関係者に対して行うべきである。

ASBJの1点目の発言に対して、IASBスタッフからは、分類について、負債と資本の区分の単一の線による完璧な解決策というものはないため、分類のみならず、表示と開示を組み合わせた一組のパッケージの開発を行っているが、それでも現実的にはいくつかの例外は認める必要がある旨の発言があった。また、IASB理事からは、ボード・メンバーは全員、ガンマ・アプローチが正しいと考えていること、一方、例外を認めるかどうかについては、ボード・メンバー間でも異なる意見がある旨の発言があった。

他の ASAF メンバーからは、FICE プロジェ



クトの内容について、本プロジェクトが IAS 第32号を出発点としつつ、単に分類だけを取 り扱うのではない点に賛成であるが、分類と測 定はリンクしているため、本プロジェクトの範 囲として、測定についても取り扱うべきである 等の発言があった。また、アウトリーチの活動 について、ガンマ・アプローチにより影響を受 ける業種及び法域に焦点を当てるべきといった 意見や、規制当局、特に金融機関の規制当局に はフィードバックを求めるべきなどの意見が あった。